しおがま水道ガイド帳

はじめに

この「しおがま水道ガイド帳」は、塩竈の水道に関する手続きやトラブル発生時の対処方法など、暮らしに直結した情報をまとめた冊子です。日常生活の中で、疑問や不安を感じたときなどにご覧ください。

水道部イメージキャラクター
シオンちゃん

目　次

引っ越しなどの手続きは「お客さまセンター」へ → P2
水道料金のお支払い方法 → P3
漏水しているときは → P4
水道の冬じたく（凍結防止） → P5
よくあるご質問 → P6
災害に備えて → P7

塩竈市水道部

引っ越しなどの手続きは「お客さまセンター」へ

下記のような場合は 水道お客さまセンター にお届けください。

●水道を使い始めるとき

引っ越してきたときや、家を新築したとき。

※水が出ている場合でもお届けが必要です。

水道を新たに使用する場合、急にご連絡を頂いても、対応できかねる場合があります。お引越しが決まりましたら、5日前までにご連絡をいただくようお願いします。

●水道を中止するとき

引っ越していくときや、長期間水道を使わないとき。

※お届けがないと、使用されていなくとも、料金がかかります。

※口座振替を利用している場合は、料金の精算が終わるまで口座の解約はお控えください。

●使用者に変更があるとき

水道を使用している場所、新・旧使用者の氏名、新使用者の電話番号、納入通知書（請求書）の送付先をお知らせください。

◆そのほか、納入通知書の送付先や支払者を変更する場合も、水道お客さまセンターにお届けください。

●給水装置の所有者に変更があるとき

家屋の売買や相続等があった場合、給水装置の名義変更のお届けが必要になります。新・旧所有者の印鑑をご持参のうえ、水道お客さまセンター窓口で手続きをしてください。

給水装置とは・・・

道路内の水道管の分岐（取り出し）から蛇口までを給水装置といいます。

給水装置は建築物の一部であり、お客さまの財産です。

そのため新築・改築等により給水装置の工事等が発生する場合の費用は、お客さまの負担となります。

適切に維持管理するようにしましょう。

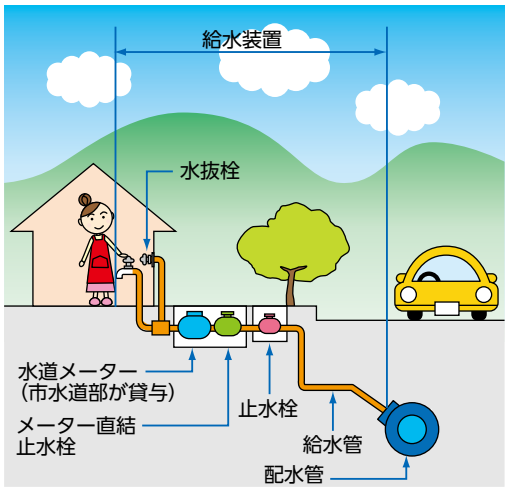

お問い合わせ

塩竈市水道お客さまセンター

住所　塩竈市新富町21－23　塩竈市水道部庁舎１階

電話　０２２－３６４－１４１１

午前8時30分～午後5時15分まで（土日祝祭日を除く）

水道料金のお支払い方法

水道料金のお支払いは「口座振替」と「納入通知書(請求書)」による２つのお支払い方法があります。水道部では便利で確実な口座振替をお勧めしています。水道料金について詳しく知りたい方は水道部ホームページ（http://www.city.shiogama.miyagi.jp/kurashi/suido/index.html）をご覧いただくか、水道お客さまセンターへお問い合わせください。

●口座振替によるお支払い

・口座振替を利用する場合は、預金通帳と印鑑（通帳に使用しているもの）と、最近お支払いになった水道料金の領収書または検針票をご持参の上、下記の取扱い金融機関へお申し込みください。

・振替日は毎月10日、再振替日は25日です。土日祝祭日のときは翌営業日（平日）になります。

・口座を変更する場合には、新たに振替する金融機関にお申し込みください。お申し込み方法は上記と同じです。

●納入通知書（請求書）によるお支払い

・口座振替をしていないお客さまには毎月「納入通知書」をハガキで郵送します。

・納入通知書に記載されている納期限までに、下記の取扱い金融機関・コンビニエンスストアまたは水道お客さまセンターでお支払いください。

※支払期限の過ぎたものでは、お支払いいただけませんのでご了承ください。
※金額が30万円を超えるとコンビニエンスストアでのお支払いができません。

※下記の金融機関・コンビニエンスストア以外ではお支払いできませんので、ご注意ください。

取扱い金融機関（H27.1.1現在）

七十七銀行／仙台銀行／北日本銀行／
岩手銀行／杜の都信用金庫／
東北労働金庫／仙台農業協同組合／
宮城県漁業協同組合／※ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行では納入通知書による
お支払いはできません。

取扱いコンビニエンスストア（H27.1.1現在）

セブンイレブン／ローソン／サンクス／スリーエフ／ファミリーマート／サークルK／デイリーヤマザキ／ヤマザキデイリーストア／ニューデイリーヤマザキストア／ヤマザキスペシャルパートナーショップ／コミュニティストア／くらしハウス／マルチメディアキオスク端末設置店／セーブオン／スリーエイト／ミニストップ／ココストア／ポプラ／セイコーマート／エブリワン／RICマート

お問い合わせ

塩竈市水道お客さまセンター

住所　塩竈市新富町21－23　塩竈市水道部庁舎１階
電話　０２２－３６４－１４１１
午前8時30分～午後5時15分まで(土日祝祭日を除く)

漏水しているときは

●道路上で水が漏れているときは・・・

晴れているのに道路が濡れているときは、地下の水道管から漏水している可能性があります。水道管の漏水は、大きな事故を引き起こす原因にもなります。漏水に気づいた場合は、水道部までお知らせください。

●宅内で水が漏れているときは・・・

◆トイレの水が止まらないとき

トイレタンクの中にあるボールタップの不良が考えられます。アングル止水栓をマイナスドライバーなどで閉めて、市指定給水装置工事事業者に修理をお申し込みください。

アングル止水栓の例

◆蛇口から水が漏れるとき

蛇口のパッキンがすり減っていると考えられますので、取り替える必要があります。取り替える場合はお近くの市指定給水装置工事事業者に修理をお申し込みください。

●ご家庭でできる簡単な漏水調査

水道管は地下や壁の中を通っているため、漏水していても気づかないことがあります。漏水しているかどうかは、以下の手順で、ご家庭でも簡単に調べることができます。

①家中の蛇口をすべて閉めてください。

②メーターボックス内にある水道メーター（右図参照）をご覧ください。

③蛇口を閉めているのに、この「パイロット」が回っていたら、漏水の疑いがあります。

この調査によって漏水と思われる場合は、お近くの市指定給水装置工事事業者に修理をお申し込みください。

道路上の漏水は	**塩竈市水道部工務課　施設管理係** 電話　０２２－３６４－１４１３
宅地内の漏水は	**お近くの市指定給水装置工事事業者にご連絡ください。** ※市指定給水装置工事事業者が分からない場合は、水道部のホームページでご確認いただくか、上記にお問い合わせください。

水道の冬じたく

気温がマイナス４℃以下になると、水道の凍結事故が多くなります。凍結すると、水が蛇口からでなくなるだけでなく、水道管が破裂することもあります。水道の凍結防止には「水抜栓」による水抜きが効果的です。

●凍結しないために（水抜栓の操作）

1 水を抜くとき

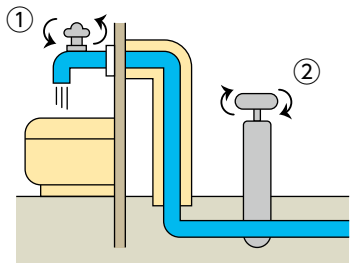

①蛇口を開けて水を出す。

②水抜栓のハンドルをしっかり閉める。

2 水を抜いた後

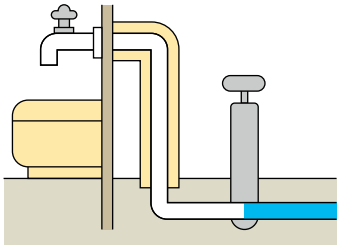

蛇口は開いたままにしておく。

3 水を使うとき

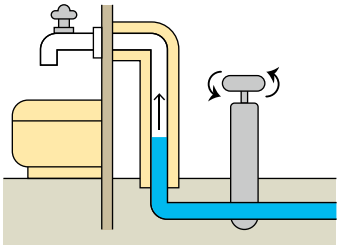

水抜栓のハンドルを一杯に開ける。

※半開きなどの中途半端な水抜栓の操作をすると、凍結や漏水の原因になります。

※湯沸かし器や給湯器についても水抜きを忘れないでください。詳しい水抜き方法は、それぞれの機器の取扱説明書をご覧になるか設置業者へお問い合わせください。

●凍結してしまったら（解凍の方法）

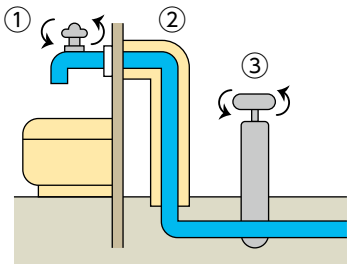

①蛇口を開ける。
②防寒用発泡スチロールを外す。
③水抜栓のハンドルを一杯に開ける。

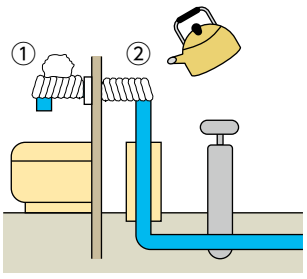

お湯を①・②の順序で糸を垂らすように根気よく温めてください。（①・②にはタオルを巻くようにしてください）

※それでも水が出ないときは、市指定給水装置工事事業者へお申し込みください。
（凍結溶解作業には費用が発生しますので、作業前にご確認ください。）

お問い合わせ

塩竈市水道部工務課　施設管理係

電話　０２２－３６４－１４１３

※市指定給水装置工事事業者が分からない場合は、水道部のホームページでご確認いただくか、上記にお問い合わせください

よくあるご質問

Q 水道管から濁った水が出るのはなぜですか？

A ご家庭の **水道管が古い場合** に鉄サビなどが発生することがあります。なお水道工事、配水管の破裂事故や消防活動などで **急に大量の水が動いた時** にも発生することがあります。しばらく流してもきれいにならない場合は、水道部にご連絡ください。

Q 水道管から白い水が出るのはなぜですか？

A 白く見えるのは水道管の中に入った **空気の泡** です。しばらくすると泡が消え、透明な水になります。そのまま使って差し支えありません。

Q 水道水が塩素（カルキ）臭いのですが・・・

A 水道水には **殺菌のため** 塩素を入れることが法律で義務づけられています。臭いが気になる場合、沸騰や汲み置きをすることで塩素臭がなくなります。その場合は早めに使い切るようにしてください。

Q 水抜栓がどこにあるかわかりません

A 水抜栓の位置は **ご家庭によって異なります** 。また、最近ではハンドル式ではなく、電動の水抜栓もあります。水抜栓の場所を確認しておきましょう。

※水抜栓の使い方は前ページ【水道の冬じたく】を参考にしてください。

水抜栓の種類と主な設置場所は以下のとおりです。

屋　内　型

屋内に設置されている
水抜栓ハンドルの例

電動水抜栓の例

台所･トイレ･洗面所など

屋　外　型

屋外に設置されている
水抜栓ハンドルの例

水道メーター付近など

お問い合わせ

塩竈市水道部工務課　お客様相談係

電話　０２２－３６４－１４４８

災害に備えて

●水を備蓄しましょう

災害により断水になった場合に備え、各家庭で食料と同じように、３日分の飲料水を備蓄するよう心がけましょう。また、これに加えて生活用水も備蓄するようにしましょう。

◆飲料水を備蓄するときの注意点

人が生命を維持するのに必要な水量は１日１人最低３リットルとされています。
※飲料水として使用しなかった水は、生活用水として使いましょう。

マンションやアパートでは、受水槽からポンプで給水している場合があるため、停電時に水道が使えないことがあります。

◆生活用水を備蓄するときの注意

トイレなどに使用する生活用水は、浴槽などに備蓄することをお勧めします。
なお、浴槽に溜めておく場合は、小さなお子さんの事故等に十分ご注意ください。

●応急給水箇所を確認しましょう

地震等の災害により断水になった場合に下記の場所で応急給水を行います。

給水箇所		住　所	給水箇所		住　所
①	第一小学校	泉ヶ岡1-1	⑩	玉川中学校	権現堂19-1
②	第二小学校	小松崎10-1	⑪	塩竈市公民館	東玉川町9-1
③	第三小学校	花立町15-1	⑫	清水沢市営住宅児童公園	清水沢二丁目18-4
④	月見ケ丘小学校	月見ケ丘2-1	⑬	塩釜ガス体育館	今宮町9-1
⑤	玉川小学校	玉川二丁目9-1	⑭	千賀の台公園	千賀の台二丁目6番地内
⑥	杉の入小学校	杉の入一丁目19-1	⑮	青葉ケ丘公園	青葉ケ丘3番地内
⑦	第一中学校	みのが丘3-1	⑯	塩竈市温水プール	字杉の入裏39-173
⑧	第二中学校	楓町二丁目10-1	⑰	清水沢公園	清水沢一丁目5-81
⑨	第三中学校	多賀城市笠神二丁目1-1	⑱	塩竈市役所	旭町1-1

※応急給水箇所は避難所等を中心に設定しています。被害の状況に応じてこれ以外の場所で給水することがあります。
※浦戸地区については避難所等に飲料水を備蓄して対応します。

お問い合わせ

塩竈市水道部業務課
電話　０２２－３６４－１４１５

●水道部からのお願い

水道メーターは水道料金を計算するほか、水漏れのチェックに役立つ大切な機器です。
検針を効率よく行うために、水道メーターを見やすい状態を保ち、壊れたりすることなどのないよう、常日頃の管理をお願いします。

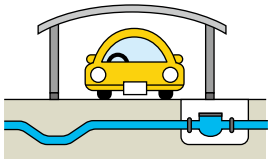

メーターボックスの上に
車庫等の建物を造らない。

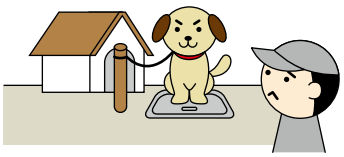

物を置いたりそばに
犬小屋を作らない。

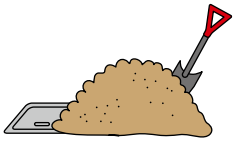

土を盛ったりしない。
(庭を作るときなど
気をつけてください。)

●塩竈市の給水区域

塩竈市水道部では浦戸諸島を含む塩竈市の全域と多賀城市の一部に給水しています。

多賀城市内で塩竈市水道部が給水している区域

下馬一丁目・二丁目・三丁目の全部、下馬四丁目と五丁目の一部、丸山一丁目の一部、笠神一丁目・二丁目・四丁目の全部、笠神三丁目と五丁目の一部区域

●お問い合わせ・相談先

■所在地

塩竈市水道部
〒985-0022
宮城県塩竈市新富町21番23号

■お問い合わせ先

水道料金、お支払いに関することは…

塩竈市水道お客さまセンター
電話　０２２－３６４－１４１１

その他の水道に関するご相談は…

塩竈市水道部工務課　お客様相談係
電話　０２２－３６４－１４４８
までお問い合わせください。

■Ｅメール　w_kanri@city.shiogama.miyagi.jp

詳しい情報は　**しおがまの水道**　検索

http://www.city.shiogama.miyagi.jp/kurashi/suido/index.html

平成27年３月発行